

福島県立医科大学大学院看護学研究科の修士論文の評価基準

1 福島県立医科大学大学院看護学研究科履修規定第9条第2項の規定に基づき、修士論文の成績評価の基準について次のとおり定める。

2 修士論文は、次の項目により審査を行う。

1) 看護特別研究

① 学術的重要性・妥当性

- 学術的に重要な研究テーマである
- 先行研究・文献との関連は十分である
- 看護学の発展に貢献する研究である
- 研究目的が明確である

② 研究計画・方法の妥当性

- 研究目的を達成するために適切な研究方法が用いられている
- 科学的根拠に基づいた研究方法が用いられている
- 研究方法が具体的に論述されている

③ 倫理的配慮

- 研究方法、対象の選定、記述に倫理的配慮が十分払われている
- 本学倫理規程等を遵守している

④ 研究成果

- 研究に新規性が認められる

⑤ 論旨の明確性、一貫性

- 論旨は明確で、一貫性がある
- 結果と考察の整合性がある

2) 看護課題研究

① 専門看護分野における重要性・妥当性

- 専門看護分野における実践上の課題として重要な研究テーマである
- 先行研究・文献との関連は十分である
- 専門看護分野の発展に貢献する研究である
- 研究目的が明確である

② 研究計画・方法の妥当性

- 研究目的を達成するために適切な研究方法が用いられている
- 科学的根拠に基づいた研究方法が用いられている
- 研究方法が具体的に論述されている

③ 倫理的配慮

- 研究方法、対象の選定、記述に倫理的配慮が十分払われている
- 本学倫理規程等を遵守している

④ 研究成果

- 研究に新規性が認められる

⑤ 論旨の明確性、一貫性

- 論旨は明確で、一貫性がある
- 結果と考察の整合性がある

3 審査の結果は、審査項目ごとに秀を S、優を A、良を B、可を C、不可を D として表し、さらに総合評価を S、A、B、C 及び D で表す。

4 総合評価の S、A、B 及び C を合格とし、D を不合格とする。

5 総合評価は、当該修士論文の主指導者、副指導者及び審査委員の合議により判定し決定する。

附 則

この基準は、平成16年2月17日から施行し、平成16年2月16日の修士論文審査会から適用する。

この基準は、平成31年4月1日から施行する。

この基準は、令和3年4月1日から施行する。ただし、令和2年度以前に入学した者については、なお従前の例による。